

筑前国衙の研究

長沼, 賢海
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178523>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 11, pp.1-40, 1966-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



筑前国衙の研究

長 沼 賢 海

一、予

説

一、第一章 大宰府と国府との関係

一、第二章 大宰府の国府寄留

一、第三章 筑前国衙職と安楽寺

一、第四章 国衙領の結末

一、第五章 鎮西府と其の遺蹟

一、第六章 国衙址の現状

予

説

今回の記念論文集には、今年八十三才の老生の如き者は、現役時代の物語りがあれば、それも記録せよという御達しであつたから、まづ此の論文の題目を択んだ因縁談をしたいと思います。戦後生活に窮迫した当時、従来の家屋敷はさへえられなくなつたので、一時近くの水城村字通古賀の小さな家に引越した。引越して間もなく此家に居住することに辛抱が出来なく、元の大宰府の今の家を縮少して帰ることにした。其の直前の頃、各地の教育委員の改選があつた時に、通古賀の部落の人たちが委員になれと勧めた。その切なる懇請に、条件を附して承諾した。第一無投票、第二在職期間一年云々。部落の人々は承諾した。所が其の後老生の外に、候補者があらわれ、選挙せざるを得なくなり、老生には約束違反となり、其の上選挙となつては老生を落選させては大変ということになつたらしい。所が選挙の世話人の外、部落の人で老生の顔見知りとは殆んどなく、長沼といふ名も始めて聞く人が大部分であつたらしい。世話人どもは

筑前国衙の研究（長沼）

窮余の一策として、顔見せの為に老生を遽か作りの郷土史談会の講師として招待して来た。老生がそれをことわると世話人はいよ／＼窮し、終にシャツポを脱いだ。そして既に部落の集会（王城神社境内）には聴衆を集めて居るのであるから、雑談で結構である、云々。老生は勿論其の内幕を知らず、しぶしぶ出席して北九州に多い古賀といふ地名の起りなどを説いた時、聴衆の中から「先生こゝを『コッカ』と申します」云々。言葉の意味が諒らないので、どんな字を書くかと尋ねると、国という字の下になに／＼衛門の衛のようなむつかしい文字云々。老生はハット思つて、すぐ下総の古賀の場合を思い出した。其の後早速水城村の役場にゆき、通古賀の土地台帳を見た。そしてビックリした。此の部落の敷地は略ぼ四角であつて、部落の東の方が「東の後」、西が「西の後」、北が「北橋」南は「垣添」であり、その中心部が「扇屋敷」であつた。其の後史料をあさつてみると、部落の組長和田氏の家で、通古賀部落の五百分の一の実測図を発見した。明治の初年に地租を物納制から金納制に改める時に作られた通古賀部落及び其の周囲の行政区域内の田園図であつた。（此の図今紛失す）。家敷地は赤、田は黄、畑は青、墓地は紫等、色別けがしてあるから、一見歴史地図を見るが如き感がある。部落の屋敷地は方凡そ一町半四角の面積である。そしてこれを国衙コッカと云い伝えて居るのである。

凡そ筑前国衙の址の説明は筑前統風土記を初め、太宰管内誌等大小の地誌には全く見られないのである。自然人の注意にも上らずして今日に及んで居る。三四年前から学会や史談会等で、一二回筑前国衙址と題して講演はしたが、まだまとめて報告書を作つたことはない。考うるに全国の国衙址でこれほど明確な遺蹟はないと思う。

以上は此の愚稿を九州大学法文学部四十周年の記念論文集に、載せて貰うつもりで書いた愚稿の序説である。所が愚稿が大きくなり過ぎて、記念論文集には不合格となつた。実は筑前国衙址の研究から発展して、多年考えて来た太宰府の興亡にまで及んだのである。今其のうち右序説と筑前国衙に関する部分だけを、九州文化史研究施設の最初の紀要に載せて貰う事にした。自然記事中、他の部分と関連する所などで記載には無理がある。二日市の起源と湯との関

係なども考えてあるが、こゝではこれを省いた。後日全稿を公刊して大方の叱正を乞うことにしたい。

第一章 大宰府と国府との關係

筑前の国府址が一般に注意されなかつた理由として考えられることは、筑前は大宰府の所在国であり、其の国衙が大宰府の条坊の中に位し、両者がしばしば互いに改廢されることもあつたからであらう。続日本紀に拠れば、天平十四年正月大宰府を廢した際、廢府の官物を処置する爲め、四人の吏員が派遣された。筑前統風土記が此のことを録して其の割注に、廢府後も国司の居所はなほ大宰府の地なりときこえて、別に国府ノ地あることなし。

とある。此の誤つた考えが一般の説となつたらしく大宰府とは別に、国府址を注意することを怠つたのである。国府は大宰府の条坊のなか、即ち郡内に位していたが、両府は全然別のものである。府庁と国庁とは府の南北に御笠川を挟んで接近はしているが、各々独立の官衙であつて、府庁の一廓は今の都府樓址を中心とする諸官衙址を含む一区劃であり、国庁は今の通古賀部落の地にあり、国庁以下諸官署を含む一区劃であつたのである。南北朝時代の中頃高辻長衡（菅家の長者家）から、今川了俊宛て書状に大宰府安樂寺の所領筑後国の水田莊が、半済に依て貢納不足し、爲めに「城南城北仏神事退転」したことを訴えている。城北の大宰府庁、城南の国衙の仏神事の廢退を訴えていると考えより外に解釈がない。大きく考えれば、府庁も国衙も、府内の条坊の内にあるのであるから、別に国府の地あることなしと云つても誤りではないが、両者は府の郡内にあつて判然区別されねばならぬ。今天平以来宰府と国府と互に離合する際の用語からまづ考えておきたい。

宰府と国府の改廢について、其の都度の記録の用語が曖昧であつて、後人をして誤解せしめた嫌がある。天平十四年正月の続日本紀には大宰府を廢すとある。これは府庁を廢滅せしめたのではなく、筑前の国司をして其の機能の一部を行わしめたのである。天平十七年六月の続日本紀には復た大宰府を置くとあるのも、府庁を新たに復興したの

ではなく、もとの如く大宰府の官員を任命したに過ぎないのである。宝龜二年十二月筑前の国を廢する時には続日本紀には筑前の国の官員を罷めて、大宰府に隸すとある。筑前の国司を罷めるといつても国司の執る国の政治を罷めるのではなく、宰府の官員がこれを代行するのである。延暦十六年にも「廢_レ国隸_レ府」（類聚三代格）とあるのも同様であつて、国又は国政を廢したのではない。大同三年五月の日本後紀に筑前国司を復興することを「先_レ是府官撰_二行国政_一」とあるが、之れが国府廢止の実状を正しく記録しているのである。かくの如くさい／＼行われた廢復のことを類聚三代格、令集解等に「或別或隸」すとある。則ち別々に其の責務を實行したり、或は一方の官員を罷めて他方に隸せしめた。即ち他方に代行せしめたといふ意味である。故に改廢ということも容易に行われ得たわけである。

次に両府の廢復の事実を考えなければならぬ。それにはまづ大宝令以前の国衙について考えなければならぬ。

大宝令の職員令には大宰府の注に筑前国を帶すとあり、同考課令に礼儀興行、戎具充実を大宰（少貳以上を謂ふ）之最たるものとあり、其の注に「唯だ大宰府及び筑前国の為めに謂ふので、大宰府の管内の諸国（九州）は非なり、」即ち九州各国は此の限りにあらずというのである。かくして筑前の国司の存在を認めていないのである。故に筑前国を帶するの意味は国司を置かず、宰府の職員が国務即ち国司の政治を行うという意味であることが明かである。

筑前国の設定は大化以後であらう。大化の当時はまだ筑紫国司があり（日本紀）持統天皇の十年に肥後国があり（日本紀）文武天皇の二年豊後国、筑前国がある。（日本紀）とにかく大宝令以前筑前国があり、自然筑前国司あり、筑前国衙があらなければならぬ。令の規定に従えば、筑前国を廢して太宰府に隸せしめたことを考えざるを得ないのである。故に天平十四年に大宰府を廢したというのは、大宝以前の国衙を再興した。即ち国司の任命を行つたということになるのである。天平十四年大宰府を廢し、紀朝臣飯麻呂等四人を派遣し、廢府の官物を筑前国司に付せしめ、ついで八月大隅、薩摩、壹岐、対馬、多櫛等の国司等に与うべき禄は、筑前国司をして廢府の官物を以て給せしめた。これは国府をして大宰府廢止以後のあと始末を行わしめたのである。然るに翌二月新羅使上下百八十七人が来朝し

た。朝廷は新京（大養德恭仁宮）の宮殿がまだ落成していないので、紀飯麻呂を遣わし、宰府に於て饗せしめて帰国せしめた。大宰府の官員がいれば、特に遣使の必要もなかったであろうし、又国府の役人では外使応対の権限も経験もなかったのも、特に飯麻呂を遣わして、外使に接せしめたのであろう。宰府を廃すると云つても館舎まで解体したのではないから、府庁の客館に於て接待せしめたのであろう。宰府に代つて国府が完全に大宰府の機能を代行することが出来なかつた事情を察すべきである。以下両者の間に数回改廃が行われる沿革を簡単に述べる。其の間に天平十五年十二月鎮西府を設け、將軍、副將軍等四分官を任じた。これは文官制を廃して武官制に改めたのである。このことは別に述べなければならぬ。一旦廃した宰府を天平十七年には早くも復興し、二十六年の後、宝龜二年に今度は国府を廢して宰府に隸屬せしめた。翌宝龜三年城監を廢した際、国府を再び復興しようであるが、其の記録は見られない。それを延暦十六年にまた廃止し、其の後三十数年にして、大同三年に三度これを復興した。之れより長く国府は安定する。国府を廢した期間でも、国府の政治は宰府に依て行われていた一例を挙げよう。延暦二十五年窮民救済の爲め、筑前肥前に勅して其の期間を二年とした。（日本後紀）又大同二年官符を以て諸国の雜米の立進の時期について定めるところあり、筑前国は六月以前と定められた。（管內志に引く類聚三代格）以上のような事実に徴して国府の廢止中でも宰府がこれを代行していたことがわかるのである。

以上の宰府と国府との改廢される時代及び大同三年国府の地位が安定した以後の兩時代を通じて国司の任命を概観したい。

大宝令以後筑前国が大宰府に隸せしめられたが爲めか、筑前国司の任命が続日本紀に見えず、神龜三年に山上憶良が筑前守に任ぜられるのが初見である。天平二年の帥大伴旅人の宅の梅の宴には、筑前守憶良を初め、筑前介、同椽同目等がそれ／＼歌を詠進しているから、此の時には守以下四分官が揃つていたことが分かる。其の後天平十年に大宅君子が筑前守となり、十四年に廢大宰府のことがある。それは君子の在任中のことであつたがと思われる。天平十

筑前国衛の研究（長沼）

七年大宰府が復興されたが、国府をこれに隸せしめなかつたものが、翌十八年栗田馬養が筑前守となり、天平勝宝三年吉備真備が同官に任命された。宝龜二年筑前の国司を罷めて大宰府に隸せしめた。宝龜三年城監を廢した際、国府を復活したらしいが、続日本紀等に見えない。ついで延暦十六年国府を廢したものか、その前後国司の任免の記録がない。大同三年三度国府を復興した際は守紀長田麻呂以下それ〴〵四分官の任命があつた。其の後また国司任官のこゝと見えなかつたが、三十余年の後承和七年文室宮田麿、翌承和八年南淵年名、其の後十年を経て仁寿元年藤原真数、斉衡三年橘三夏、（以上統後紀）天安二年藤原興邦、それ〴〵守となつた。（文徳実録）前記の筑前守紀今守は興邦に先きだつて任官したものであろうか文徳実録等には記載がない。以上筑前国が大同三年に復活されて以後数十年間に於ける国司任官の沿革である。これにつぐ時代を見んとするに、三代実録の貞觀元年、同二年、同三年、同五年、同七年、同九年、にそれ〴〵筑前国守または權守の任官がある。それより後約十年にして、元慶元年、仁和元年、同三年、又それ〴〵筑前守の任官があつた。以下三代実録の後は正史はなく、国司が引続き任命されたようだが判然しなくなつた。

大同三年国衙が復興されたが、大宝令の規定の如く大宰府に隸属せしめられてあつたとすれば、類代の国司任官は無意味であらざるを得ない。恐らくは併立していたものと思われる。

以上の如く、宰府と国府の改廢が行われ、やがて両府の両立の頃になると、宰府の政治が乱れた。其の弊風につき、滋野貞主が嘉祥二年春奉れる表に論じている。曰はく、

夫大宰府者、西極之大壤、中国之領袖也、東以長門為関、西以新羅為拒、加以、九国二島、郡县闊遠、自古干今、以為重鎮、夫謀事以就租、発政占古語、因檢旧記、大唐高麗新羅百濟任那等悉託此境、乃得入朝、或縁貢獻之事、或懷帰化之心、可謂諸藩之輻湊、中外之関門者也、因兹有德為帥式、万良為監典、若無其人、選取弁官式部、頃年以來、絶而不行、近得飛語云、彼吏或擊目、関口、似避時之人、或忘耻貪

財、為_レ聚斂之吏、府司国宰、莫_レ不_レ悲傷、若如_レ此不_レ變、恐噉_レ臍不_レ及、臣聞_二此語_一、心神悶_レ措、雖_二此之飛語_一、有何信_レ、而臣子之理、何不_二預憂_一、又聞少弐從五位下小野朝臣恒柯、筑前守從五位下紀朝臣今守、有_レ意_二執論_一、無力_二矯枉_一、不_レ審_二虛衷_一、唯得_二耳剽_一、臣不_レ勝_二血誠_一、伏触_二逆鱗_一（下略）

以上文徳実録に見る重要な史料であるが、大宰管内志以下大宰府史料にもこれを載せていないので、特に全文を引用した。その主張する大宰府の根本使命の説明は歴史的なものに過ぎないが、その管区を東は長門を以て関となし、西は新羅を以て拒（後橋）となすという点は新しい見識である。宰府の官人に其の人を得ずして府司、国宰悲傷せざるなしと両者を同格にならべてある点は注意すべきであり、更らに注意すべき点は、宰府官人と国司と不和であつたということである。宰府国府の関連については史料は尠くないが、両者が争いあうという事は殆んど他に伝えていないが、これは当然あるべき姿であつたのである。もと／＼国府は古の筑紫土着の豪族を背景としていた国府と中央から派遣された謂わば郷土筑紫に取つては新しく導入された勢力とは調和し難いのが当然である。この二つの事実は大同の国府復興以後は宰府と国府とならべて存在せしめられたことを教えるものである。両者の主属関係がなくなる頃から、宰府が寧ろ実質的には、国府の配下にあるが如き形勢が出て来たものではあるまいか。

延喜式に拠れば、筑前国は大宰の官人の公廨（国司給料）稻は同国の正税公廨各二十万束なるに對して、十五万束と定められてあつた。勿論筑前以外の八箇国には少しも負担させていない。なお主計式には公廨の帥以下の配当率が定められてある。

式に右の如く定まる迄には、沿革があつたようである。続日本後紀承和元年五月の条に「大宰府司公廨、元來班給六国、至_二天長八年_一、依_二民部省_一所請、停_レ給_二六国_一、混給_二肥後国_一、至_二是勅曰_一、如_レ聞、転送之_二勞民_一、受_二其費_一、混給_二一_レ国_一、事乖_二穩便_一、宜復_二旧給_一之」とあるから、宰府官員の公廨稻は六国（恐らく九国の内薩隅日の三国を除いた国々であろう。）に協出せしめたものを肥後だけに、ついで元の如く六国に給せしめ、其後更らに筑前だけに負担

せしめるようになったかと思われる。

更らに筑前の負担になったことではないが、九州全体に対して課せられた宰府の收納が追々乱れて行つた例として考えられることは、貞觀十二年二月、大貳藤原冬緒の上申した起請四ヶ条の第三である。それに

承前之例、諸国雜米、各隨其本色、輸納諸司諸所、而或司全納、用尽既訖、或所々多致未進、公途有闕、至有闕、至有期會、不得廻撥、况復件司等監典二人、勾當釐務、或時有自由、亦非先判置、貢進之怠、莫不緣此、縱令一任之内、殊立嚴制、猶恐相承之官、任意改更、自非官符、何立後法、望請、五使料之外、庸米并雜米、惣納稅庫、每日下行、若非符宣之旨、輒以下用、監当之官、准法科罪、

雜米の内容は明らかでないが、庸の米とともに九州各国から府に輸せらるべきものが、未進となり、怠慢となつてそれの用途を闕くような状態となつたことが知られるのである。かくして宰府の存立が筑前に依存する度が追々高くなつたのであろう。

貞觀十五年十二月大宰府が奏請した大宰府の政治に関する四つの問題は宰府と国府との關係を知るには、重要である。其の奏請の第一は筑前国の口分の班田に関する事である。曰わく、同国の班田は仁寿二年以来行われなかつたというので、此の年課丁には三段三百二十九歩、不課丁には二段、女には一段の班田を行うということであつた。この事は宰府の政治ではなく、全くの国務であつたように思われる。

第二は弘仁十四年二月二十一日の官符に依て、管内（九州）の諸国に始めて大宰府の公営田を定めた。而して筑前国は耕作数年にして停止して終つた。其の由緒はその土地が薄瘠なるに、獲輸が数多であつたからである。今班田の日、良田九百五十町を挾び、土（土着農）浪人（戸籍のない者）を論ぜず頒充して耕佃せしむべし（以下略）と云うのである。筑前以外の管内の営田の成績については一言もふれていないが、多く失敗に歸していたのであろう。

第三は警固田の設定の事である。府の對外防備は開府以来の根本使命であり、殊に貞觀十一年新羅賊が貢綿を奪うこ

とあるや、鴻臚館の武備を充実し、俘囚や統領、選士等の守備員を整えた。其の所用の糧米等は管内毎国が協出すべき数は定められ、要員の必要に備えられてはいるが、それが類に触れて猥雑している。云々。筑前国の女子の口分田の内一百町を分置して、警固田と名付け、耕官を加え、その輸する所の地子に依て年中の防衛の難用に宛てると云うことである。

第四は府儲の料稻は惣じて三万束であるが、府官の水陸の旅費や府の厨家の難用、その他凡百の諸事の費用が其の内に含れて居り、管内諸国の協出すべき数は定められているが、時期を失し、或は未進となり、府中の用常に闕乏に苦む、須らく田二百町を府儲田と名づけて之れを設定し、其の地子を府用に充てるといふことである。正税の内に国儲というものはあるが、国儲田は勿論、府儲田というものは令には勿論式にも格にも出て来ない制度のようである。警固田といい、府儲田といい、宰府維持のための新制度であつたと思われる。宰府官員の公廩稻が筑前の雜稻から十五万束も協出されていることは前に指適したが、今奏請して聴かれた右四案件は、何れも宰府強化の為めの政策であり、そしてそれは筑前国の負担に依て行われたものである。もとゞ大宰府は九州を統治する国内的の役所ではあるが、国防的使命を果す為めにも九州を管したのである。故に府が使命を果す為めには、其の管国の経済的協力が何よりも必要であつたのである。それを実現せしめてゆく力が宰府に無くなつたとすれば、府の所在国である筑前にのみ依頼せざるを得なくなつたのであらう。

豊後国因田帳に府警固田十八町府済物並国官物田二百五十六町とある。府済物の意味不明である。府の済物田というのは前記正治二年の権帥藤原宗頼の申請二十一ヶ条の中に府司が府領莊園を神仏寺に寄進することを禁じている。府領というのは前記貞観十五年の大宰府の奏状中に見える府儲田というものに該当するか不明である。又右奏状の中に筑前国に府の警固田を設定することが見えているが、之れより先九国の中に府の警固田が設けられてあつた。それが役にたゝなくなつて新たに筑前国に之れを新設しようとしたのであらうか、明らかでない。

筑前国衛の研究（長沼）

大隅国図田帳に府社五ヶ所十六町とあり、薩州日州図田帳の薩摩の部に、「府領社三箇所、五十三町（中略）府領社二ヶ所二十五町五段内（下略）」とあり、別に河辺郡に府領社十町あり、府社といふ意味が判然しない。府の領有する神社の意かそれにしても大宰府が九州諸国の神社を莊園的に領有をしたとは解し難い。或は當時天満宮は大宰府と非常に接近していたから、それらの神社を安樂寺天満宮の支配に置いて、府の領地化したのではないか、勿論推測に過ぎない。いづれにしても、宰府の経済的維持の九国に於ける協力体制は追々崩れて終つたのであろう。

第二章 大宰府の国府寄留

平安時代の中頃になると、大宰府の機能が漸く衰へた。遣唐使のことも寛平中止み、ついで唐が亡び、支那との公の交渉がなくなり、大宰府の主要な機能が必要としないようになったが、宋との私の商人の来朝と邦僧の入宋とは絶えなかつた。そして宰府は恰かも宋商との交易を監督する専門の役所の如くになった。藤原明衡の雲州往来の大宰府関係文書の文例として、大宰大式と署名したものが一通あるだけである。内容は太式着任の挨拶状の如きものであるが、文中には府の政治上のことは一言もなく、宋朝商客との交易に関するもので、早やく国産の交易品（伊勢産真珠）を送るよう注文している。太式は貿易事務を専務とする今の領事の如きものになっている。以上今委しく宰府の政治上の漸衰の沿革を説くことを止めて、其の官舎の廢頽の形勢を考えたい。

延喜式に拠れば府の堂舎の修築費は大隅、日向を除く九州全国の租の雜稻の中から輸出するように定められているが、これが徵発された記録は殆んど見当らない。承和九年八月大宰太式藤原衛が奏上した起請四ヶ条の三に

府多官舎破損不_レ少例用浪人、常勤修理、而比年多依_二官符_一、被_レ宛_二他用_一、望_レ請、一切不_レ寄_二他所_一、將_レ役_二府国修理_一、依_レ請許_レ之（続日本後紀）

とあり、之れより後約二十年、貞観二年大宰太式清原岑成が大式を襲職するや、西府の倉屋破壊特に甚しく、これを

修造せんとして寧居に違あらず、神社の木を伐つて結構の用に充てた。或人諫めて云わく、此の木に神靈有りと称せらる、崇りの咎の致す所、人を利せずと。岑成拒んで肯かず、強いて伐り取らしめ、此れに因て病を受け、幾くならずして卒す（日本三代実録）と伝えられる。蓋し府の官舎の破損は神の崇りを怖れる余裕を彼に与えなかつたのである。

これより後半世紀、其の間にはます／＼府の官舎、倉庫等の損耗崩潰も甚しくなつたであろう。其の上戦乱による破壊焼亡がさいさい起るのである。其の最初の災難は天慶の乱である。天慶の乱に於ける宰府の損害状態は十分には分らない。此の時観世音寺は掠奪されただけであつたが、府は物資の盗難は勿論、庁舎、倉庫は焼き払われた。府民の私の屋舎も類焼したようである。扶桑略記には「奪_二取大宰府類代財物_一、放_レ火焼_レ府」とあり、本朝世紀には「大宰府等奪_二取公私物_一之後、或致_二焼亡_一」とある。大和物語は説話集であるが、遊女檜垣も此の時災難にあつたことを「すみとがさはぎにあひて、家もやけほろび、ものゝぐもみなとられはてゝいとみじうなりにけり」とある。猶お特にこゝに紹介すべきことは、彼の女が当時の国府について語っていることである。彼の女は或る日安楽寺坊舎の辺に宿つたらしく、そのかえり道、

ふちはふれ、御笠の山のちかければ、みのしままではさしてゆきなん

とよんでいる。其のあとに御笠の山を注して、「筑前のこふ（国府）ぞ御笠の山といひける」とある。彼れは国府に帰つたが、或は国府を通つて他に往つた時の歌として取扱われているのである。（檜垣集）宰府にたちよらずして、国府に來ていることを特に注意したい。何れにしても史料の少い当時の国衙を知る貴重な史料である。

天慶の乱後の宰府の再建、又は修築のことは不明である。今観世音寺を見るに、天平の落成後さい／＼再建修築されていることは、天平の遺構の礎石は、或は動き、或は埋められなどしている。然るに都風樓の遺構として遺つてゐる礎石は正庁前の左右の脇堂の礎石とともに、少も動いても、埋められてもいない。天平築造の当時のまゝである。

ということは焼亡の後再建も補修もされなかつたことの証明ともなるのである。天慶の乱後再建のため、九州諸国に其の修築料を徴収せられた形迹もないのである。或は仮建築など、多少は行われたかも知れないが、其の後また幾度も兵火を被つてゐる。

天慶の乱後百数十年、保延六年に僧兵の暴動で府は火災に罹つた。之れより先寛治二年大式藤原実政が大隅正八幡宮を射たというので、大逆の罪に問われ、伊豆へ流された。其の紛騒の内容はわからない。又長治二年権帥藤原季仲が、延暦寺と石清水八幡との博多に於ける利権争いに、八幡に味方をした。当時竈門神社の別当寺である大山寺（内山寺）は天台別院と号し、比叡山衆徒の勢を頼んで、石清水八幡に対抗した。この時の騒ぎに、季仲等は竈門神社の神輿を射て、神人を殺したといわれ、延暦寺及び日吉神社の僧徒神人は季仲を訴え終に朝廷に敖訴して、石清水八幡の神人と戦ふに至り、長治二年十二月朝廷は季仲を周防に流して漸くことが治つた。この前後に於ける大宰府政治の廢頽の症状も漸く末期の容相を呈して來た。右の事件の前後、即ち長治元年十月安樂寺大衆と弥勒寺の大衆と争鬪することあり、長治二年正月延暦寺大衆の大山寺領に濫行することあり、同三月、竈門神社の上宮（宝満山の頂上にあり）が焼亡することあり、同六月藤原頼定なるもの香椎大宮司清原恒久を殺害し、神宝を毀棄した。これ等の事は皆大宰府周辺に起つた騒動である。こうした混乱が久しく続いたらしく、保安六年六月大山寺、香椎廟、箱崎八幡の衆徒神人等が張本となつて、九国諸所の同類を率い、宰府已下の屋舎数十を焼払つた。大宰帥顯頼から、之れ等のことを朝廷へ訴えをしてゐる。此の事は百練抄に記録する所であるが、記事が簡單であつて実状はよく分らない。恐らく宰府の官舎は既に大方亡びていたのではなからうか。之より先数年前、康和四年八月に大風あり、破壊された観世音寺、箱崎八幡の被害は主要な建物の全部に及んで居るが、太宰府の官舎の損害については報ずるところがない。恐らく破壊さるべきものがなかつたのであるまいか。されば保延の暴徒の放火も大方府下の屋舎にかゝるものであつたらう。

すでにして源平の合戦に養和元年平氏に叛いた者が蜂起して大宰府を焼いた。されば安德天皇の寿永二年鎮西行幸

にも筑前岩戸の豪族大蔵（原田）種直の館に行在された。八月十七日太宰府着、十八日安楽寺に移ると平家物語には書いてあるが、十七日岩戸館に、翌日安楽寺に移られたので、大宰府に行在の日はないのである。実は府には行在所にあてられる舎がなかつたのであろう。

前にも述べた承和九年の大式藤原衛の起請四ヶ条の一に、府の官舎が荒廢しているから、修築費の横流しを禁じて、専ら宰府及び国衙の修理に宛てられたいと主張している。宰府は直接朝廷の経営であるべきであるが、国府は然らず、然るにここに宰府と国衙とを一つのものゝ如く取扱つていたのである。ということは、宰府即ち国衙であつたことを教えるものではなからうか。又先の滋野貞主の表に、大宰府の官人が墮落して「府司国宰が悲傷せざるなし」とある。察する所、宰府と国府とが大同以来両者併立し、政治も統一をかくようになったのであろう。

宰府と国衙とが元来右の如きものがあつたところへ、今や宰府が殆んど形の上では亡びて終つたようになり、国府が宰府を同居させるようになったのではあるまいか。

建久四年十一月八日中務省に下した太政官符（続左丞抄）はかねて大宰府より府印の新鑄を奏請したのを聴した許可状である。

応鑄充印屯面事

右得正二位行大宰権帥藤原朝臣光隆、今月十九日奏狀、得在庁官使去十月十三日解狀、謹檢案内、印者奉安置府院内、鑑者一府官所受領也、而去寿永二年乱逆之時、軍兵等敢先依入府院、於印者奉取、奉至鑑者、受領府官逃入山林之間、奉懸頸、希有所不奉失也、国符其後、謂奏書、謂府符、不能捺印、宰府陵遲、尤在此事（中略）

建久四年十一月八日

（下略）

筑前国衛の研究（長沼）

文中鎰は鑰の異字で、かぎである。府印の安置庫のかぎであることは一般国衛にあつた印鑰神社などの例に依て明白であろう。こゝに印は盜れたが、鑰は首にかけて山中に逃げたというのは責任逃れの申訳けのようである。寿永の乱以前の混乱に失われたのであるまいか。それはとにかく国府が印を失つて奏請状や府符に捺印が出来ないとある。こゝに国符の語が問題である。文字通りに解すれば、国府の発行する符ということであるが、国司は大政官や八省の如く被官といえは郡司であるが、当時郡司が政治上動いていたとも思われぬ。文書の形式上省符を国符という（国史大辞典載す黒板博士説）ともいわれるが、この場合の説明にはならない。或は国宣又は国司庁宣などを国符と称したか明かでないが、恐らく国符は国府の誤りではないか。旧版国史大系本統左丞抄にも明かに国符とある。今このまゝ国符としても、捺印の不可能に苦むのは、宰府にあらざして国府であることを訴えていることはたしかである。

之れに関連して考うべきものは、正治二年七月十日権帥藤原定頼の宰府に関する雜事二十一箇条の申請状である。今本論に必要なヶ条だけを左に示す。（猪熊関白記）

大宰権帥藤原朝臣申請二十一箇条事

（六ヶ条略）

- (1) 一請_レ被_レ禁_下退管内神社司、神人等昇_二神輿_一捧_二梓櫛_一、発来_二館下_一、恐_中喝府国司_上事（以下二ヶ条略）
- (2) 一請_レ被_レ禁_下退京都神社仏寺窓以_二管内社寺_一、称_二未官別院_一、令_レ捧_二持神宝梓櫛_一放_二遣使者於_二府国_一致_中濫行_上事

（以下一ヶ条略）

(1) 条に府国司とあるのは府司国司を一所にした略称であろう。宰府と国府と同一体のものとして思うように思われる。恐喝せんがために神人等が館下に集るというが、宰府は前に説いたように殆んど廃滅しているのであるから、館は国衛と解せざるを得ない。(2) 条にいふ府国は大宰府庁と国庁の意である。前にも云う通り、府庁は亡びているのであるから、使者を放遣して乱暴したという所は国庁であらなければならない。これを前の大政官符に府印がなくて

国府（符）が大宰府の奏請状にも符にも捺印が出来ないという文に併せ考えると、大宰の府官が国府に同居して居たものと判断せざるを得ない。大宰府がさい／＼の兵火に依て大宰府庁が亡びたのであるから、形の上でも宰府が国府と同居せざるを得なかったのではないか。

鎌倉時代の初めに守護所が出来、前後して鎮西奉行があらわれ、追々宰府の権限が侵され、武藤氏が大宰少貳の名により宰府の政治を抑えて武家政治を進展せしめた。文永弘安の役後、鎮西探題が全九州の武力を直接統制するようになり、宰府は有名無実となり、筑前国衙も同じ運命にあつた時に、国衙は造営料所として天満宮安楽寺に寄附されるのである。

宰府の兼帯である筑前の国司ではあるが、宰府の官員の兼任であつたことは甚だ少ないのである。貞観五年大宰少貳藤原真庭が筑前守となつた（三代実録）が兼任ではない。長和四年歌人源道済は筑前守兼大宰少貳に任ぜられた。そして国司を主としたらしく、今昔物語にも「筑前守源道済」とあり、赤染衛門集にも「ちくぜんのかみみち（道）なり（済）」とある。少貳と国守（大國）とは何れも従五位であるから、位は同格であるが、国府は大宰府の被帯の役所であつたのであるから少貳を主とすべきように思うが、道済の頃には国の守の方が重んぜられたのであろう。名は夷に従うものである。その国衙が安楽寺天満宮の支配下に置かれると自然同居の大宰府も安楽寺に引越したと見てもよいが、此の事はしかし簡単には判断は出来ない。委しく考えなければならぬ。

第三章 筑前国衙職と安楽寺

正応三年筑前国国衙が安楽寺領となつた。観応三年の安楽寺注進目録（大宰府神社文書）に「筑前国国衙。正応三年公家御寄附之」とあり、朝廷より賜わりたること明白である。正応二年は普ねく弘安役の恩賞が行われた年である。この為め龜山上皇が肥前神埼の御莊を解放されたことは著名である。神埼莊配分地として諸家の文書に見えている。

筑前国衛の研究（長沼）

安樂寺への此の恩給は外寇撃滅の祈禱の恩賞であつたであろう。鎌倉時代の太宰府天満宮文書が失われているので、此の間の事情を考へべき文書が一つも伝わらないが、太宰府天満宮の支配社薩摩の安樂寺天満宮関係の文書が薩藩旧記にあるので本社安樂寺天満宮と外寇との関係を推察せしむべきものがある。安樂寺の莊園であつた薩摩国分寺に領家安樂寺及び天満宮が創立され、一時は本社に準じて朝野の崇敬が高かつたようである。建治元年左弁官の大宰府に下した符に、同国天満宮及び国分寺を造営せしむべきことを令した。文中「就中蒙古凶賊等来_ニ着_ニ鎮西_一、雖_レ令_ニ合戦_一、神風荒吹、異賊失命、乗船或沈_ニ海底_一、或寄_ニ以浦_一、是則靈神天満天神之征伐」云々とあり、菅神の冥加をたゝえている。支社に対してかくの如くであつたから、大本社安樂寺天満宮に対しても、厚く恩謝が行われたと思うが、文献が失われ、僅かに観応の文書によつて、国衙を賜つたことが明かであるに過ぎない。

当時外寇の勲功に対する恩賞地に乏しく、朝幕ともに苦んだのであるが、筑前国衙が直接朝廷から賜わるについては、国衙が皇族の所領でもあつたのであろうか。まづ鎌倉時代に於ける九州の国司の沿革を考えたい。文治四年筑後草野永平は筑後の「国司職及び押領使職」の両職を安堵された。（吾妻鏡）同年の大宰府の下文に「肥前国雑掌」あり（川上山古文書）建久五年肥後国司敦綱がある。（僧綱申文紙背文書）正応五年肥前国於保四郎入道は「肥前国執行職」である。正しく国司という名もあるが、他は執行職といい、雑掌といい、ただ職という国司が有名無実となつて斯の如き雑名が起つたのであろう。

建保二年太宰権帥藤原資実が、雑事十二ヶ条を申請した。其の箇条中に曰わく、「但此中（箇条中）可_レ被_レ追_ニ下司管国_一（一字脱カ）申_ニ請_一之、其中師（帥の誤ならん）重兼兼筑前守難_レ被_ニ追下_一」とあり、其の意府の管下九国の国司は任地に赴かないので、之れ等を所管国に追下すといふ事が請申されたのである。而して筑前だけは追下し難いとする。事実諸国は国司支配の公領は甚だ少く、赴任する甲斐がなかつたのであろう。建久八年の薩摩国図田帳を編纂した在庁官人の署名が尻張に記録されて、左の如くある。（薩州日州図田帳）

建久八年六月日

権椽藤原朝臣

在判

権椽伴

在判

大目大藏

在判

権大前(監力)

在判

目代右馬允藤原

在判

国司の四分官の正官は一人も居らず、椽と目の権官がいるばかりである。建久八年の大隅国図田帳の奥に(大隅国図田帳)

建久八年六月日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣

在判

田所散位建部宿弥

在判

税所散位藤原朝臣

在判

目代源

在判

国司の正式官名を負う者は一人で、それと代官である。目代は国司の再底官の代官であるが廃類した公私の制度では、何れの官署でも、この目代というものが実際の執政であつた者の名であつたようである。文治二年庄目代あり(薩藩旧記雜錄) 嘉暦元年大宰府小目代成宗あり(二階堂文書) 文保二年大隅国目代あり、(島津文書) 正中六年肥前国目代信慶あり、(河上神社文書) 目代は国司に最も多く使われたものゝようである。国守の如きも多く空称になつたようである。建武の中興に王政復古の名儀上、大宰府、鎮守府、国司等の名を建てられたが、勿論其の実が伴わず、国司の如きいよく称号だけになった。安楽寺の領家である菅原家の執事友吉は永和年中筑前守となり、間もなく辞し、以後は筑前前司と称して、長く長者家の執事となつてゐる。これは安楽寺支配の必要から此の称号を用いたので

筑前国衛の研究（長沼）

あろうが、全く空名に過ぎない。

以上鎌倉時代初めに於ける主として九州に於ける国司について説いた。以下筑前国衛が安楽寺に寄せられる以前の
ことを一考しなければならぬ。宗像神社文書に

御礼之旨委細承候了

抑宗像宮領所課造宇佐宮用途沙汰事、今年六月一日六波羅殿下知令拜見候了、件用途事、国衛雖訴申之旨候、
如此仰被下候之上者、存其旨可相従国衛候、恐々謹言

正嘉元年七月十日

平（花押）

筑後守（花押）

文書の意は宇佐八幡の用途を宗像神社領に課した。この時筑前国衛が之れを免れんことを主張し、大宰少弐（武藤氏）
がこれを六波羅に上申したのである。若しそうであつたとすれば、国衛は宗像の社領であつたことになる。安楽寺
へ朝廷より此の国衛を恩給されたとすれば、朝廷ではこれを宗像社領からはづされたと思なければならぬ。後宇多
院御領目録に「宗像社当所非_レ片分、宝治二年進_二後嵯峨院_一地也、龜山院寄_二進禅林寺_一」とあり、然らば宗像社は龜
山上皇の勢力下にあり、上皇の勅思により、神埼御荘を配分地に賜つたと同じように、宗像社領の内の国衛をさい
て安楽寺天満宮に賜つたのではあるまいか。応永二十三年に筑前国衛職及び目代職を元の如く安堵した証文が遺つ
ているのを（大宰府神社文書）左に掲ぐ

筑前国、国衛職事、此間依_二無沙汰_一、別人雖_二申付候_一、代々相伝事候間、如_レ元所_二返付_一也、堅致_二知行_一、至_二吉祥
院八講米等_一、無_二懈怠_一、任_二先例_一可_レ致_二其沙汰_一候、於_二本社之神事節会_一者、可_レ有_二奉行_一之由、長者家所_レ仰候也
仍執達如件、

応永廿三年二月十三日 目代資興奉 謹上 小鳥居法眼御房

無沙汰をして居る間に、別人に国衙職を奪われたので、長者家から探題へ訴え出ておいたからものと如くに吉祥院（安楽寺塔頭ならん）の法華八講料米として確保せよというのであるが、それが実現せず、翌々応永二十五年菅原在宣（長者家）から、梅松院某に尽力を頼んだのが次の文書である。（大宰府神社文書）

安楽寺造管料所筑前国国衙職之事、自正応三年御寄進以来、於目代職者、小鳥居法眼代々相伝之処、先立思外大内被官人申付内藤肥後入道候間、小鳥居再三敷申候而、去々年応永廿三年探題へ以狀雖令申候、不事行候之由、申候之間、法印及数度、可出去狀之由、切々内藤方へ致催促候へ共、更不事行候、不及是非次第候、所詮此上者公方へ預御披露、如元小鳥居法眼令安堵、安楽寺専造管候者目出候、憑入存候、委細之旨使者可令申候、恐々謹言

七月十三日

在宣（花押）

梅松院御坊中

此の書状で国衙職は安楽寺造管料であり、其の目代職が小鳥居領であつた。横領者は内藤某であり、是正を上申されたのは大内探題であり、法印というのは大鳥居法印であろう。さいく挙状を以て上申したが、目的を達しないから、助力を頼むと長者家から梅松院へ依頼したのである。梅松院は幕府に対しては有力な存在であろう。

目代は国司として最後に遺された名であることは前に述べた通りで、国衙が所領となり得るのは国衙の庁舎や其の廓内だけの所有であつては何の得分にもならない。必ず若干の田園がついていたのであろう。安芸国に国衙領がある。東寺の瀬戸内海に散在する備後因島領、伊予弓削荘、備中新見荘とともに安芸国衙領があり、東寺文書に多くの関係文書がある。安芸国衙領に関するものも少しあり、早く世に出ていたらしく、後鏡にも載せられている。建武四年三月四日の院宣を奉じて、足利尊氏が「東寺修造料所安芸国国衙」を安堵している。こゝにも単に国衙とあるが、それには若干の附属田地があつたことは、康応元年十一月二十五日左衛門佐奉、森宮内少輔宛て御教書に「東寺雜掌申、

筑前国衛の研究（長沼）

安芸国衛領内佐東郡東原郷、安南郡新勅旨田杵村、緑井郷、八木村、温科等事」とある。この国衛領は国司の公廨田又は公領などの名残りであろうか。或は大政官厨や鴻臚館厨の料田の如きものが国衛にもあつたものか分らない。何れにしても附属の田園があつたから所領として価値があつた。筑前の場合、其の貢租が国衛職である安楽寺の造営料となつた。而して国衛目代も荘園の荘司の如き権限を有すると同時に、若干の得分をもつていたであろう。

今国衛領の他の例を概観する。大隅国図田帳には国領公田僅かに百町半、豊後国図田帳に公田八百五十町とあり、但馬大田文に「久世田勘納十町三段、遙光寺四段、牧田郷四十三町八段十歩、赤淵社十一町百六十八歩、新井黒川保十七町、東河郷四十町四段四十歩、衣摺社十町五段二十歩以上国衛分（凡そ百三十町）」とある。国衛分が以上の一寺と二社の間に分領されているのである。鎌倉時代になると諸国公田の八九分まで荘園其の他寺社領となつて公田といふ名目のもとに遺されたものが、また特定の者の所領荘園として伝わつたものであろうか。長講領田以下は持明院統の所領として室町時代の初めにつゞくのであるが、其の中に磨播国衛がある。安芸国衛は東寺領として関係文書があるので前に説くごとくである。

小鳥居坊は大鳥居坊につぐ安楽寺内の有力な塔頭である。大鳥居坊は後世延寿王院の院号を賜わり、代々天満宮の留守職（支配者）となり、安楽寺の別当となる。天満宮はもと菅公の廟所（神殿の椽下に墳墓があり）であるから、之れが留守職は其の血統であらなければならぬと考えられた。而して安楽寺の別当は法燈相統であらなければならぬ。上古の氏寺と氏師の遺風である。そうした関係で別当は代々菅原氏の長者家から一族を西下せしめ、出家して安楽寺の別当職と天満宮の留守職をついだ。小鳥居坊の坊主は僧形ではあるが、妻帯をゆるされ、坊は俗縁相統である。而して先祖は道真より起るといわれ、血統としては大鳥居と相并ぶのであり、やはり別当と号して、大鳥居に対抗した。自然両坊の間に反目が絶えなかつた様である。以下大宰府神社文書により目代職を中に両坊の争いを述べよう。貞治元年小鳥居信裕が主導者となり、宮寺を挙げ、大鳥居高の不法行為を指摘して、排斥する契約状を作つた。翌貞治二

年信高が之れに反撃したのか、自ら国衙目代職についた。長者家国長の布令する所であつた。素り信裕はこれを承知しなかつたらしく、信高はまたこれに對して信裕排斥の綸旨を賜つた。綸旨に年号はないが、たしかに此の時賜つたと思われるものが遺つてゐる。

応安三年三月十六日に菅原国長逝去し、子長衡が役をついだ時、小鳥居に宛て手紙と思われるものの一節に

度々獻^レ愚狀^ニ之處、不^レ奉^ニ御報^ニ背^ニ本意^ニ候、何事候哉、抑^レ老父^{（国長）}（脱文あらん）去月廿九日請^ニ取氏長者^ニ候、冥慮之

至候、就者筑前国衙事、随分申沙汰任^ニ符通^ニ候、庄税以下相構々々、被^レ致^{（可脱力）}慇懃之沙汰^ニ候

とあり、長衡が長者となることを告げ、且つ国衙領の莊税の領家分の上納を督促しているのである。莊税の名を使つてゐるのは、国衙を莊園として扱つてゐることをもの語るものである。猶おこの文書に依て目代職が小鳥居に還附されてゐることがわかる。この後これらについて両者のもの云いがなかつたようである。戦国時代のものと思われる御燈明方目録案文の中に「三人之御灯明」の油料を賄うところを列挙する中に

一所、筑前国東国衙留守大鳥居領地之内

とあり、国衙領は戦国時代までつゞいて居ることが明かである。そのみならず、大鳥居の国衙職と小鳥居の目代職との間に地下中分が行われ、東国衙が大鳥居、西国衙が小鳥居領となつたものではあるまいか。

此の外国衙には特殊の賦課を徴集する風習もあつた。永正十五年安樂寺塔頭満盛院の快竹が大内氏の代官にあてゝ早良郡の天満宮領戸栗、重富の二郷が、宗盛綱に妨げられ、右二箇所の神社に對する諸役賦が滞つてゐることを訴えた言上書の一項に

一戸栗郷国衙銭事、社家分催促候之處、彼方被官相支之候事

とあり、国衙銭なるものを広く天満宮領から徴集してゐたようである。

通稱ではあるが国衙職は国の守の職であり、下に目代を置いたのであるから安樂寺は即ち国庁である。こうした考か

筑前国衛の研究（長沼）

ら令制の正税の徴集にない、安楽寺領に国衙米なるものを課したのであろう。名目の立つ所百姓を誅求しなければやまぬ闇黒時代には、これもゆるされたことであつたろう。

戦国時代になつて国衙の名が今の如く古賀と称せられるようになったらしい。王城神社縁起に附録せる歌の中に

太宰府国衙コガの社の桜を見て

九重の西のみやこの八重桜 祝部

とあり、又「旅客宗祇ト云説あり」とある歌に

古賀の里に舍りて

於しまれぬ、こがで入る夜の月の舟

連歌の発句ばかりをよんでいる。或は連る歌が失われたものかも知れない。「国衙の社」は大城神社であろう。別に述べたように総社も大城神社の末社か摂社のような形で其の境内はあつたろう。今は通古賀は舟に縁のない土地ではあるが、当時は博多から三笠川を遡行して、更らに鷺田川をのぼる船路があつた。今も通古賀から二日市町に這入る入口に舟入町の名が遺つている。

福岡県史資料に天正年間小早川氏が筑前を領せし時の田畠高を一覧表に記せるものがあり、田畠高かを記すのが目的であるが、一面筑前の郷村制が大体今日の如くに区劃された最初のものとして貴重な文献である。今三笠郡の内、関係のある町村を左に抜萃する。田数畠数の外すべて省略した。

田数

畠数

観世音寺村

四〇、三五一〇

一六、二一〇八

宰府村

七一、九五〇九

一八、五三〇〇

北谷村

一九、四六二八

二、一八一二

内山村

一四、八四一四

四、七一二七

(中 略)

水城村

一五、九七一〇

五、一二二〇

国分村

二一、六〇二八

一三、三一一九

坂本村

一、三八〇九

〇、七七一七

通古賀村

四〇、〇五二六

一五、九六〇八

片野村

六二、〇一一六

五、九五二八

二日市村

一四、〇八二七

六、一八一〇

紫村

三四、八二一三

五、〇四二八

武蔵村

九三、九〇〇

二、〇七〇四

上古賀村

三三、五四一

一、三四〇六

俗明院村

二八、六二二〇

二、五一〇四

(下 略)

右の内宰府村、二日市村、特に通古賀村について考える。こゝにいう宰府村は天正十五年の坪付帳にある宰府町(六町五反屋敷十八)を含む相当広い範囲(七十一町余)らしい。坪付の宰府町の名は初見であつて、主として社頭門前の商店のある部分であろう。町の意は令制の条里という町ではなく、市町の市を略した商店のある村の意で、後世それが一般に用いられるようになった町の意であろう。それは大体今の大宰府町の原形であろう。天正十五年坪付帳の二日市の名も初見であつて、市場と之れに関連する田五町は紫莊のうちであつたのを、寄附田のうちから除かれた。其の理由は市場及び周辺と思われる五町を領主の直轄としたか、或は楽市として解放せんとしたのである。この表

には二日市村として独立して居り、今日の二日市町の原形であろう。こゝに最も問題としたいのは通古賀である。この名は部落名としては初見である。但し国衙を古賀と称したのは前に載せた戦国時代の発句にも見られるのである。

「通り」は通路の意で、近代式に云えば国衙通りである。刈萱関を離れ延喜に定める公路を通つて蘆城駅に至る途上国衙を通るので国衙通り即ち「通り国衙」の名が生れ「通古賀」という村の名が出来たのであろう。而して此の村名に依て国衙の名は全く隠れるようになったが、現在の村民の間には「コッカ」の名が亡びていない。勿論書きものにも稀れには遺つてゐる。猶お通古賀の名の起りについては、上古賀と関連して再考しよう。

通古賀土着の旧家陶山氏の郷土人としては有名な一貫斎が記録した陶山氏旧記（文政三年稿）の中に

新田足利の合戦終に天下足利に定ければ、陶山備前守は元より人の下下手に付事を好ざる武士なれば、降参とてもせず、終に筑紫太宰府横岳に落着し（中略）、本ト国衙ノ庄は元祖兄弟別レの地なれば、国衙ノ庄に來り、年月を送り、遠類の一族と重縁と成り、郷士医師或郷民となり、数代を過しけり（下略）

自村の通古賀を国衙庄と云つてゐる。応仁頃以後荘名は乱れ、郷とか村とかを勝手に荘と称するようになった。国衙庄も其の例であるが、国衙が安楽寺領になる時以來、国衙荘は最も實際に即した名である。それはとにかく通古賀は即通国衙とあることは、現地の知識人には十分知られてゐた。現に土語にコッカの名が残つたのも当然である。

第四章 国 衙 領 の 結 末

戦国時代の終りから織田、豊臣、徳川と相つぐ対神社の政策に依り、諸大寺社は永年所有して來た莫大な莊園は没収され僅かな朱印地を給与せられたに過ぎない。各藩の藩内の神社に対しても同様の対策が実行された。安楽寺天満宮も全九州に散在する莊園の数は、莫大なるものがあり、筑前国内でも数十箇所に及んだ。それ等も応仁前後以後、漸く横領されたが、猶お戦国末期に至つても宮寺の周辺の所領だけでもなお相当の数であつたが、江戸時代となつて、

それも大半は失われた。天正十五年小早川隆景が筑前に入部した際に天満宮に貳百町を寄附した。その打渡し坪付帳左の如くである。(以下寄附状等はすべて大宰府神社文書による)

太宰府天満宮領打渡

一 田数貳百拾五町	三笠郡之内紫庄。但此外五町ハ二日市場共ニ除之
一 田数拾貳町	同 郡之内隈村
一 田数三拾町	同 郡之内岩淵村
一 田数五町	同 岡田村
一 田数三拾町	同 下大和
一 畠地五段	同
一 田数三拾町	穂波郡之内大日寺村
一 畠地四段小卅ト	同
一 屋敷八ヶ所	同
一 田数四拾町	夜須郡之内栗田村
一 畠地六段	同
一 田数十三町	三笠郡之内崇福寺
一 田数六町五段半	三笠郡之内宰府町分
一 畠地壹町九段	同
一 屋敷拾八ヶ所	同町分
田数百九拾六 ^{つん} 町六反半	

筑前国衛の研究（長沼）

畠地四町八段小冊ト

都合田畠貳百壹町四段三百卅ト

天正十五年丁亥十二月七日

井上又右衛門

鵜飼新右衛門

桂宮内少輔

この時の隆景の寄附状は遺っていない。この後文禄四年に秀吉が五百石の朱印地を寄附した。寄附状は次に示す。此の時之れを一社内に配分した配分状も其の次ぎに示す通りである。ただ秀吉の寄附は五百石であるが、配分総額は七百五十石になっている。寄附状は、十二月朔日附けであり、配当状は二十四日附けであるから、其の間に新たに加増されたものか不明である。或は寄附状には神社の領有、即ち御造営分二百五十石が含まれていなかったのかも知れない。

筑前国御笠郡宰府之内五百石之事、今度以_二檢地上_一、令_二寄附_一訖、如_二有来_一全可_二社納_一候也

文禄四 十二月朔日（秀吉朱印）

宰府天神社中

筑前天満宮領

惣高七百五拾石之内配分之事

一 貳百五拾石

御造営分

一 六斗

元朔御供

一 拾貳石

日別御供

（中 略）

以上貳百八拾石

一 貳百石

留守大鳥居

一 貳拾貳石

御供屋別当

一 拾五石

執行坊

一 參石

小鳥居

(中略)

以上四百七拾石

都合七百五拾石

右御造功并燈明御供、無懈怠以勸役於被仰神慮者、弥社中盤員、可目出者也

文祿四年

極月廿四日

山口

玄蕃頭宗永(花押)

太宰府天満宮留守

大鳥居法印

右文祿四年の秀吉寄附の次ぎが、小早川秀秋の寄進である。大宰府神社文書に、

「太宰府安樂寺御領領主附ニ成候以来覚」と題し、

一 五百石

筑前三笠郡太宰府太閤御朱印

一 五百石

慶長三年

筑前三笠郡宰府村之内

慶長四年六月廿七日 筑前中納言 秀秋

筑前国衛の研究(長沼)

これは従来秀吉の朱印地を改めて、筑前の領主の名に依て所領を宛て行う様になり、小早川秀秋から与えられた寄附状であろう。次ぎは、黒田氏が筑前に封ぜられ、慶長七年に二千石を寄附した。同十七年の配分状が遺っている。

以上寄附地に変遷がある。打渡し坪附帳は、前に示した天正十五年の小早川隆景の寄附の際のものゝみ伝わっているが、其の後のものは何れも遺っていない。察するに寄附田の所在は天正十五年の坪付けが本となつて、大体変更がなかつたのではないか。今此の坪附けを古来の天満宮の莊園目録に比較して見たい。大宰府史鑑に「当社神庫に蔵存せし古証に拠り、神領所在の郡庄郷村を左に彙集す」という所領目録を載せる。これは大宰府神社文書の「観応三年二月日写之云々」とある「安楽寺領註進目録」を主とし、其の後の加増領地を書き足して作つたものと思われる。しかし此の目録にもなお漏れているものも尠くないようである。筑前紫莊、同国片野莊等は神社に近いところにあつたものであるが、目録には載っていない。或は名目が違つているのかも知れない。今此の目録に依て、まず天正十五年の寄附地には、古来の所領地がいかにかひきつがれているかを知りたいのである。察するに天正十五年の坪附帳のうち紫莊、三笠郡隈村、同郡岩淵、同郡岡田、同郡崇福寺領、穂波郡大目寺村の六箇所は戦国時代以前からの旧領であることが此の目録に依て知られる。今これ等の新旧領の比較をするのは、実は国衙領が天正以來の寄附田のうちに含まれているかどうかを知りたいのである。慶長以後の坪附け帳が伝わらないので、これを明かにすることが出来ないが、若干それが含まれているやに思われる。

明治初年の版籍奉還の際、鹿児島県の藩士の中には、旧領を依然として私有することを許された例、同県指宿郡来入村字麓の旧士族にあることを知つている。これが鹿児島全藩に行われたかどうかを研究していないが、当天満宮以下旧社僧及び社司は、すべて旧領をつづけて私有することを許されたのである。其の原因は分らないが、或は三条公以下五郷といわれた人々の、内々の工作で、かくの如く特別に取扱われたかも知れない。

天満宮は明治八年十一月寺社祿の金祿公債も受けずして、旧封祿を持ちつづけたらしいのである。即ち封祿がもと

の大鳥居坊、即ち後の男爵西高辻家其の他の社家の私有田及び天満宮の社有の田として遺つたのである。昭和二十二年の農地改革の時、天満宮社有地として通古賀村字久保田の一反四畝余と一反五畝余の二筆、及び同字坂本村の一反六畝余が買収されて居る。(大宰府町所有農地改革記録) 久保田は昔の国衙の北面隣接地字北橋に隣接せる所であつて、恐らく国衙領の一部であつたろう。旧水城村(今大宰府町)の土地台帳に拠ると、通古賀字「東後」に西高辻家の所有地(無課税地)が若干ある。此の外にもまだあつたと思われるが、それが西日本鉄道敷設の際、同鉄道会社に売渡され、自然農地改革にもかゝらなかつたので、農地改革の記録にも載らない。

片野庄の一部は西高辻家の華族世襲財産として遺つた。片野荘の天満宮に寄せられた寄進状が同宮文書の中にあり奉寄進

天満宮

筑前国三笠郡西郷内片野村小河六郎跡地頭職事

右当社者、賊徒征伐尊神也、然間憑_ニ靈神威力_一、所_レ令_レ寄_ニ附彼田園_一也、仰冀以_ニ尊神威力_一、退_ニ凶敵於_ニ四方_一得_ニ勝利於_ニ一時_一、為_レ祈_ニ天下安全_一、四海靜謐、殊將軍家御子息繁昌、九州豊稔之儀、仍寄附之状如件

文和二年八月七日

右馬権頭源朝臣範光(花押)

範光は一色氏、鎮西探題一色直氏の弟である。賊徒というのは菊池、阿蘇等の官方をさすのである。足利將軍家の勝利を祈つて片野荘の地頭職を天満宮に寄附し、其の地頭分の一部が天正十五年の寄進地の一部となり、ついで西高辻家の世襲財産となり、昭和の農地改革に処分された。古来これを耕作して来た片野村の農家力丸南館氏が、氏の著郷土誌に其の処分書載せている。

田地売渡書

売渡人 太宰府町 西高辻信雅

筑前国衛の研究(長沼)

筑前国衛の研究（長沼）

買渡人 水城村 力丸与八郎

田地限野（天正十五年の坪付帳に「同之内隈村」とあり）二六三〇の二番地三畝十七歩

外六筆 計四段

代金計三千八百七十三円九十二銭也

とあり、猶ほ之に附随して昭和二十三年の西高辻家発行の力丸氏宛て年貢米領収書を載せ、「之れが幾百年継続して来た莊園耕作に依る年貢最後の領収書となづける。云々」氏の云う通りであり、それが一般の莊園の結末史料として類例の極めて少い貴重のものである。国衙領の一部と思われる久保田には農地改革の記録があるが、国衙の「東の後」の一带の西辻高家の所有田の処分に関する書類は伝わらない。西高辻家の当主信貞氏の先代信雅氏の時代のこと、云い伝えもないのを遺憾とする。

昔の大鳥居坊（延寿王院）即ち今の西高辻家所伝の国衙領の来歴は右の如くであるが、天満宮所伝の部分が、今に社有として遺っているのである。昭和三十九年整理の太宰府天満宮の財産目録帳に

（所在地）

（地目）

（坪数）

大字通古賀

境内

一四八坪

字東後一〇九六

とある。社家に頒たれた国衙領は鎌倉時代以来昭和に至る、時代毎の政治の変革を経て亡びたが、国衙領の一部が依然として天満宮の私有田として、今日に至っているのである。実に驚くべき奇跡であるともいえる。小字東後は、国衙の東面の隣接地であつて、国衙領の一部であつたらしく、これが農地改革の対照にならなかつたのは、境内地であつたからである。この境内と地目の起りは、此の土地が王城神社の境内地として取扱われた土地であるからである。王城神社は前にも述べた通り、国衙内にあつたのであるが、国衙の区劃が乱れ、其の隣接の小字東後の一部が王城神

社の境内地になつたのであろう。王城神社は国衙が天満宮領になつてからは、当然天満宮の支配に属するようになり、現在に至り、天満宮の社域外の主要末社となつてゐるが、元来は末社と称すべき性質のものではない。

現代まで前記の如く西高辻家の私有田として遺つた片野荘は、境内地と云う地目ではなく、自然戦後の農地改革に処分されて、小作者力丸氏の所有田となつて、こゝに片野荘の歴史は絶えて終つた。然るに国衙領の一部が、天満宮支配の王城神社の境内地として天満宮の所有田となり、荘園の形が保存されて現在に及んでゐる。天満宮は此の歴史的地区、僅かに一四八坪であるが、これを永久に保存して、売買等に附せぬようにする義務があるのではないか。

第五章 鎮西府と其遺跡

天平十四年に大宰府を廃し、翌天平十五年十二月新たに鎮西府を大宰府のあとに設け、將軍、副將軍以下を任命し、翌十六年正月其の所遇及び俸祿等を定めた。大宰といふ文官を廢して、新たに武官を設けた理由は、対外的事情にあつたとは思われない。天平十二年藤原広嗣の反乱あり、間もなく鎮定されたが、人心猶お穩かならぬものが尾を引いたようである。天平十八年玄防が觀世音寺に於て入寂するや、世に相伝えて、広嗣が靈に依て玄防は害せられたなど噂された程であつた。時に新都の造営中でもあり、又天平十五年にはいよいよ大仏建立の大事業も開始されて居る。こうした内政上の革新的空氣に促されて、筑紫に於ける文武官の交替となつたのであろう。こゝに参考となるべきことは陸奥の鎮守府設置のことである。養老神龜の間に對蝦夷の爲めに多賀城を築き、鎮守府が設置され、最初の鎮守府軍になつたのが大野東人であつたようである。同九年彼れは鎮守府將軍として五柵の分營、撫夷の理想、屯田の方策等を論じ、奥羽鎮撫の主役をなしている。既にして天平十二年に彼れは大將軍として五道の兵一万七千人を率い、九州に下つて広嗣の叛乱を鎮定したのである。其の際九州に於ける乱後の国内情勢を察し、多賀城の鎮守府設置と同工にして宰府の文官制を武官制に換えようと計画したのであろう。同十四年の廢府は鎮西府の設置を予定した改

革であつたかも知れない。而して廃府中に設置された、鎮西府は筑前の国府に置かれたらしい。折角置かれた鎮西府は天平十七年廃され、国府を帯した宰府がまた始つたのである。所が鎮西府を廃して二十年にして、天平宝字八年營城監というものを置いた。蓋し鎮西府を廢したので、大野城の守備が手薄になつたのを補つたのであらう。ところが其の後九年にして宝龜三年に筑紫營大津城監というものを廢した。大津城監と營城監とはいかなる關係にあるのであらうか。よく考えて見たい。

太宰管内志に大津城監の大津を博多大津と考え、この大津城監を文武天皇三年に築かれた三野城と同視するのは誤であらう。大津城監とあるのは天平宝字八年に置かれた營城監をいうのである。而して此の時は佐伯毛人は大貳、石上宅嗣が少貳、佐伯今毛人が營城監となつていたので、何れも大宰府關係諸官であらう。營城監というのは大宝令の官制にはない。所謂令外の官で、臨時のものであつたらう。翌天平神護元年には今毛人は怡土城專知官となり、神護景雲二年には同城は完成している。怡土城の築構と同時に水城の修築が行われ、少貳采女淨庭が修理水城專知官に任ぜられてゐる。此の一連の築城事業と人事の形勢を見ても、營城監は三野城の如き当時全然問題になつていないものに關係のある筈はなく、当然大野營城監と考えなければならぬ。筑紫營城監とは營城監を詳しく稱したのである。三野城と同時に造られた稻積城は其の名称から考えても、又其の址（糸島郡稻富）から考えても、物資の蓄積城であることは明かである。三野にあつた三野城も、實質的には稻積城である。何れも外敵防禦を主とする城廓ではないであらう。次に營の意味を考える。

統紀天平十二年大野東人が諸所に於て広嗣に味方した豊前方面の賊徒と戦ふ記事（続日本紀）中に、彼等の根拠地として「板櫃鎮」又は「板櫃營」を挙げてある。其の外「登美、板櫃、京都三処營」などあり、何れも賊兵の屯営地を意味している普通名詞である。こゝに云う筑紫營は臨時の屯営所とは考えられないとすれば、さきには国府に置かれ、ついで廢された鎮西府の後継署と見なければならず、恐らく前年筑前国の国衙を大宰府に隸し、国庁が一時閉鎮

されたので大津城監の営所も閉ぢられたのであらう。

つぎに大津城といふ名称を考えなければならぬ。この大津城を博多大津城とする、管内志の説は従いがたい。博多には天智天皇時代から石塁あり、鎌倉時代にも盛んに構築したが、城廓をなしていたとは考えられず、三野城とする説も成立たぬことは既に説いた。天智天皇の築いた大野城の大野は四王寺山の東南麓一帯、御笠郡の中央平野の名にして、「オホヌ」と云う（倭名抄）故に大野城は「オホヌノキ」、が正しき呼び方でもあり、古称でもある。城のある山も「大野城の山」である。野を略して大野城を大城ということ、万葉集に「大城者在筑前国御笠郡之大野山頂、号大城者也」とあるにて明かである。今も大野城址の最も高い西辺を大城山という。大野の「ヌ」を略さずして「ツ」に通わせたのが「大津城」であり、これを略しても大城となる。或は津は野の誤写であるとも考えられる。

次ぎに城監の意味を考える。それには陸奥の鎮守府を参考したい。陸奥の鎮守府と九州の鎮西府は同じような使命を以て、ともに天平年中に設置せられ、大野東人が両者に深い関係をもつて居る。後々までも両者の行政機能を、関連して考えているのである。即ち貞観二年九月二十七日鎮守府の公廨は未納あるとも、正税を以て全給すべきことを令している。其の時の官符の文に、「陸奥、大宰府東西雖^レ殊、辺戎警備^ニ勞苦^ニ是一、望請^ニ准^ニ彼府^ニ（大宰府）例^ニ、以被^ニ全給^ニ、其代令^ニ当国^ニ（陸奥又は筑前）徴填者^ニ」とある。（類聚三代格）

陸奥の多賀鎮守府は単に多賀城ともいい、多賀鎮所などとも称した。鎮西府は東北の様に単に大野城と云つてもよく、大野鎮所など称してもよいのである。大津城監は大野鎮所とも云うべく城監の意味が自ら明かであらう。大宰府と筑前国府との関係を見るため、又多賀鎮守府と多賀国府との関係を参考としたい。養老二年陸奥国が建置されるや、国府は武隈館（陸前名取郡）であつた。それを多賀城鎮守府が出来て、同城内即ち鎮所内に移したのである。そして其の後多賀城が征夷の発展とともに北進し、多賀城が廃せられ、城内にあつた多賀国府のみが長く遺るのである。九州でも同様に大宰府がまづ出現し、ついで筑前国府がその所帯の役所として府の廓内の条坊の中に置かれたのであ

ろうか。この点は甚しく違ふのである。更らに考窮を要する。

鎮守府とは反対に既存の筑前国の国衙が、天平頃定められたと思われる府条坊の中に収容されたのであろう。別に説く古代以来の筑紫文化の起源を考えれば、自ら明かとならう。

つぎに大野城監廃止後に於ける大野城守備の沿革を考えなければならぬ。

弘仁十四年宰府の主厨、主松を停めて、大主城二員を置いた（類聚三代格）、令には大主城という官名がない。恐らくこの時新設されたものか、大野城の管理者であつて、営城監を復興したものゝようである。承和七年主城二員の内、一員を止めて主厨、主松を復興した。かくして営城監が廃止されたが、鎮西府の名は長く残るのである。承和十四年に新羅の商船が「鎮西府」に到着す（続日本後紀）と云われ、仁寿元年に円珍が城山四王院に泊つたことを、「於鎮西府城山四天王院に届く」とある（石山寺本大日経心目）。何れも大宰府を鎮西府と称しているのである。更らに転じて鎮西を筑紫国という意味に使われる。長保三年冬、痘疾が「鎮西」より京都に來たるといふ（扶桑略記）、長保五年皇慶等が入宋せんとして「鎮西」に到るといわれた（明匠略伝）。此の頃から鎮西の名が普及した。都督は中国伝來の官名である。而して中国では都督は諸軍事を督べる名である。それを大宰帥の唐名のように用いられる。別項に引用した宮道義行の奏状にも、大宰府官というところに都督とある。小石記に大式（藤原高遠）を都督と記録している。自然大宰府を都督府といい、略して都府という、菅公の不出門の詩の有名な句に、「都府樓纔看瓦色。觀音寺只聽鐘声」とある。この都は国語のミヤコの意ではない。都べるの意である。而して都府樓は大宰府の正庁樓の独占的名辭となつたのである。鎌倉時代になると、鎮西九国奉行、鎮西奉行、鎮西守護（天野遠景）の名が出來、ついで鎮西東方奉行（大友頼泰）あり、後鎮西探題あり、探題府を鎮西府といい、名実ともに復興された觀がある。人事は正直なものである。実の無い所に名はたゝぬ。鎮守府は対蝦夷の統治センターであるように、大宰府は在百濟の日本府が内地に移つたもので、対半島及び大陸の外交及び軍事を司るのが本命の一つである。九国統治はこの本命を全からしめる

為めの脇役に過ぎない。初め聖徳太子は征羅新羅將軍を筑紫に置き、ついで大宰を置いた。名に文武の相違はあるが、実は同じものである。大宰は多く変遷はあるが其の本命は大して変つていないのである。元來は武事をさきとしなければならぬのである。是れ僅か二、三年さえ置かれなかつた鎮西府の名が、永く遺る所以であらう。今こゝで此の論をなす所以は一旦に過ぎない鎮西府の名が、長くその所在地であつた国衙の址に遺つて居ることを理解せんが為めである。

旧水城村（今は大宰府町の内）字通古賀は国衙址であることは別項に説くが如くである。この通古賀部落方一町半を扇屋敷といわれるが、実は此の部落を東西に分ける県道の略ぼ中央に和田氏の本家分家の屋敷が東西に相接している。この一廓の扇屋敷の名が、部落全体の字名になつたものゝようである。此の和田氏の屋敷が恐らく国衙の正庁のあつた所で、こゝに宮城館が置かれたので、大城屋敷となり、扇屋敷に転じたのである。大野城の鎮守として祭られた王（大）城神社は嚴に今に遺り、略ぼ古の鎮座風景を遺して居る。多賀鎮守府の鎮守神である多賀神社（式内社）は府の外廓内にありという。大城神社は王城神社となつて、国府のうちにあり、扇屋敷と略ぼ相ならんで居る。王城大明神縁起には、祭神事代主命、もと大野山上にありしを、築城当時今の地に移す云々、恐らく城監が鎮守神としてこれを鎮め祀つたものであらう。

国府址には必ずと云つてよい程、総社が、府中又は府に接近していると思われるところにある。多賀城内に置かれた多賀国府関係の総社が遺つて居り、今は奏社宮と呼ばれている。筑前国府にも総社があらなければならないのであるが、現在その名を伝える神社はない。但し中世迄ではそれがあつたと思われる。大宰府神社文書天文頃（年号欠く）の安樂寺の塔頭の諸坊の知行目録がある。前後が欠損しているが、石築地坊、検校坊、安祥寺、六度寺、常修坊の分があり、其の次ぎに文人伊勢大監知行分に

筑前三笠郡内

筑前国衛の研究（長沼）

一所 三町 守利宮分

同郡内

一所 拾貳町 惣社分

同郡内岡田村

一所 五町

とある。又天正十五年六月二十八日附「太宰府天満宮領坪付之事」に

文人伊勢大監知行分

筑前国三笠郡内

一所 三町 守利宮分

同郡内

一所 拾貳町 惣社分

（下 略）

とあり、惣社の知行分があつたということは、惣社の存在せし証拠となる。然るに今は之れが跡と考うべきものが部落の内外にはないのである。唯だ王城神社の斜め東背ろに、末社の如き小さな祠がある。間口約一間奥行き約半間、三社同殿の形で、社面に扉が三つあり、中に靈代として御幣三基が祠つてある。しかし祭神に関する伝説もない。何神か分らない。これが惣社の名残りと思ふべきであろう。三社とすれば恐らく、宗像、住吉、竈門の三神であろう。或はもと五社であつたのを三社合殿に縮小したのかも知れない。

以上通古賀部落は国衛の部落名を敵存し、其の名とともに關聯する遺跡を伝えている。それにもまけずに、一時的に国衛に置かれた鎮西府大野城監の遺跡をも亦多く遺しているのである。扇屋敷の地名となつて大城監の所在地まで

明確に伝えているのは不思議である。府内に在った大野城の守護神も厳然として遺っている。凡そ複雑な変化の歴史の跡を一つかくも明白に伝えているのは、かえすがえす不思議でさえある。

第六章 国衙址の現状

筑紫郡の今の二日市町の南方に古賀、上古賀、井手古賀という南北に連る三ヶ村があるが、古賀が中心の地区をなしている。恐らく上古賀、井手古賀は古賀から別れた部落であろう。江戸時代初めの郷村帳（二二頁参看）には上古賀をあげ、古賀又は井手古賀がない。これに対して二日市町の北方に通古賀がある。これが筑前の国衙址であり、其の周辺の田畠を含めた部落名である。南方の古賀は筑紫国時代の国衙であろうかと思う。此の事は別に考えることにし、こゝでは省略する。肥後国も令以後のことではあるが、国府が移転している。通古賀は筑紫の国衙が大宰府の条坊の中に移った観がある。江戸時代以前には通古賀の名あらわれず、小早川時代になつて郷村の制が定められる際出来た村名のようなのである。古国衙（古賀）に対して通りの国衙と云つたのであろうか。

こゝに通古賀の小字わけをした地図（第一図）がある。明治二十年頃通古賀部落の有力者数人の署名捺印があるから公制の地図である。最近大宰府町で作つた三千分の一の飛行機撮影地図（第二図）と略ぼ同率である。民家は国衙址に密集し、其の範囲は約一町半四方である。これを小字扇屋敷という。写真原版に黒線を入れてこれを明示した。此の方一町半四角の北辺の隣接地は小字北橋という。橋は極であつて京都でいえば北京極の極である。京都でははてといい、こゝでははしと云つた。南辺の隣接地は小字「垣添」である。国衙を廻らした垣の隣接地の意である。東辺の隣接地は小字「東後」で、国衙の東の裏らに当る。西辺の隣接地は小字「西後」で国衙の西の裏らに当る。此れ等の小字名は何れも国衙の設置時代以来の名であろう。此の四角の点線の中が国衙の址で、これを前記の如く扇屋敷というが、扇は大城の宛字であつて、大野城監が一時国衙に置かれて以来の名であろうことは前に述べた。此の一町半

四方を東西に均分する南北の大きな路が通っている。今県道になつてゐる。

此の国衙址の正方形の西辺、即ち西後と扇屋敷との境には、小路が南北に通つてゐるが此の道を昔の国衙の西辺としては可なり乱れてゐることは後に説明する。又此の正方形の北辺は両小字（扇屋敷、北橋）の境界である。又其の東辺を為す小字扇屋敷と小字東後との境界線は、大きく乱れてゐる。しかし小字扇屋敷の番地区劃図（第三圖）に依てこれを訂正し得ることも後に説明する。扇屋敷が南に張り出してゐて、両小字（扇屋敷、垣添）の境を国衙の南辺とは見られない。

国衙を東西に分つ南北の大路に、垂直に小途が東西に数本つけられてゐる（二・三圖參看）が、現在の民家の出入口になつてゐる路が少いのである、恐らく中央通路の東西に在つた昔の庁舎や倉庫への通路の遺りであろう。殊に興味のあることは、此の中央通路に添つて溝が掘られていることである。鷺田川から引いた水を庁内を通して、三笠川に棄てるようになつてゐる。これは既存の小川を利用したものではない。其の証拠には、此のあたりは水は北から南に流れてゐるのである。榎寺の東辺を流れる小川は、県立脳病院のある丘陵に発し、南行して鷺田川に注いでゐるのである。此の溝はそれとは反対に、鷺田川から水を分けて北流させてゐるのであるから、国衙の用水として特設したものであらう。因みにいう、鷺田川は吹田川の転訛である。

以上専ら通古賀の小字分けの地図に於て国衙を推定した。

今更らに小字扇屋敷地内の番地を定めた時の地図（第三圖）を見よう。此の地図は年号も、製作の責任者の署名もない。此の地図に拠ると、国衙の範囲が一層判然するようである。此の地図は扇屋敷が一〇五五——一〇七九に区劃され、番号が墨筆で記入され、更らに朱書きで、一〇四四——一二三九に訂正されたものが記入されているが、区劃は変更されてゐない。今墨筆の記入番号に依て考える。此の区劃の各番地には地目も記入されているが、地目は全部宅地であり、「ヤブ」（藪）地が極めて少しある。東北地方では、田野の中に、島の如く密集している農村が多いが、扇

屋敷のように、密集農家の宅地の区劃が整然として都会の如く定められていることは、類例がないのではないか。(第一図參看) 鹿児島県の麓という農村は、宅地が整然とならんでいるが、これは農村にあつた武士の聚落で、農家の集団ではないから、通古賀の類例にはならない。

まず国衙の北辺を考えよう。此の番地区劃図によると国衙地の北辺即ち小字扇屋敷と小字北橋の境は、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四番地の北辺で、略ぼ東西に一直線をなしている。これが国衙の北辺である。次に東辺を考えよう。通古賀の小字分けの地図では小字扇屋敷の東辺の、小字東後に接する線、即ち国衙の東辺と思われる線が乱れていることは前に指摘した。然るに此の番地区劃の地図に依ると、一〇二一、一〇一七、一〇一八、一〇九七、一〇九六、一〇九二の東辺は略ぼ南北の一直線をなしている。これが国衙の東辺であろう。

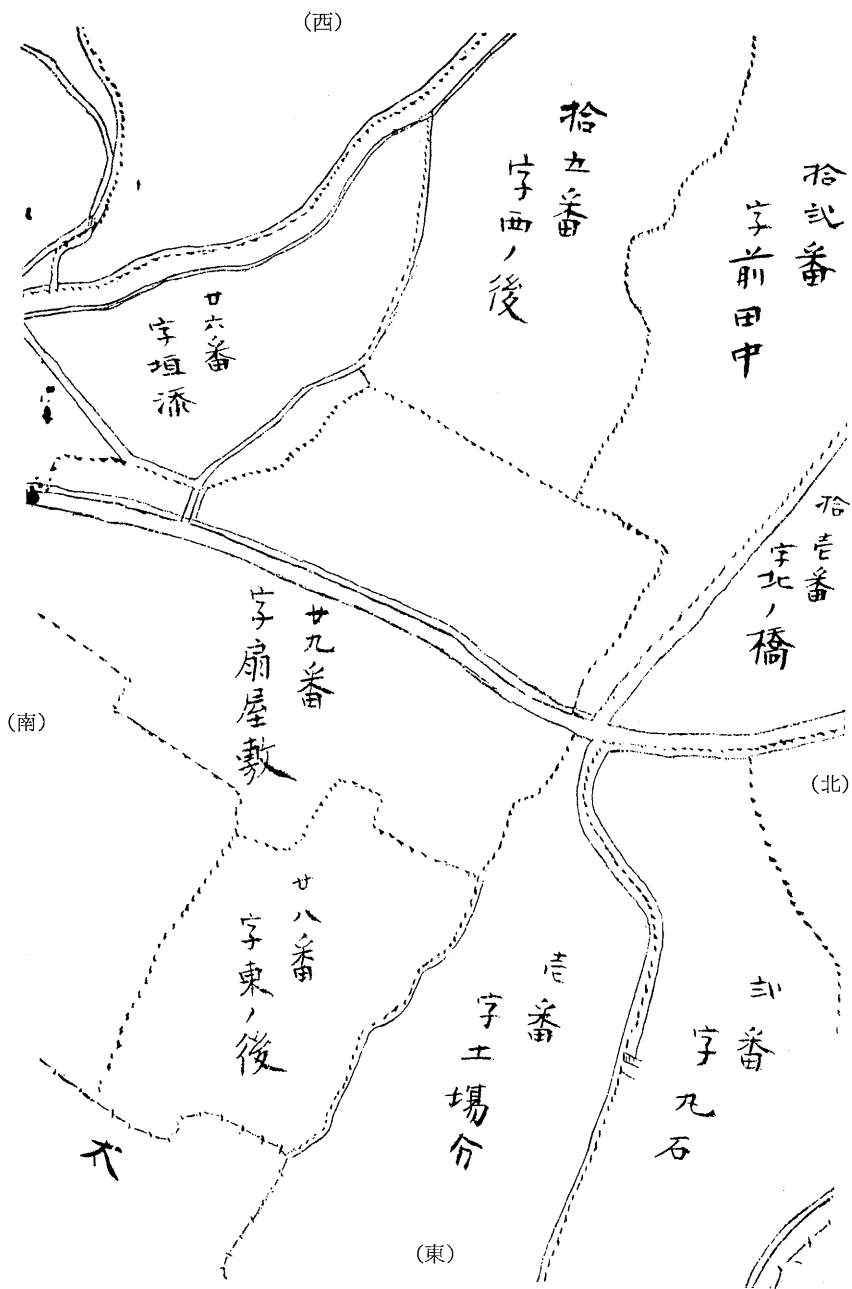
次に西辺を考えよう。小字分けの地図では、小字扇屋敷と小字西後の境には、一直線の小路が通つていて、これが国衙の西辺であつたことを示すように見えた。しかしこの線では、方一町半の西辺としては西により過ぎているのである。而して今番地区劃図に依ると、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三七、一一三六、一一三八、一一四二、一一四三、一一四五の東辺は、くねくね曲つてはいるが、略ぼ一線をなし、其れより西は小字西後との境の小路に至る带状の地は、地目がすべてヤブであつて、番地は一一四六の通し番号になつている。それが南北に番地があまり長くつづくので、一一四六ノ一から一一四六ノ一五に割つてある。恐らくこの带状の一一四六番地は、小字西後の地域が、小字扇屋敷の宅地地区にくり入れられたものであろう。されば国衙の西辺は、くねくね曲つてはいるが、此の線であることが、略ぼ明かである。次に国衙の南辺を考えよう。一〇九四、一〇八八、一〇八五、一一五一の東辺が略ぼ東西の一線になつている。これが国衙の南辺であらう。一一五一以西は小字垣添であるから、此の地図には載らず、其の部分の堺は勿論不明である。此の線より南は前記の如く扇屋敷が三角形をなして南につき出ているが、平安時代の終り頃から宰府が国府に同宿するようになって

た時代にこうなつたのであろう。以上の如き考に依て、扇屋敷の番地区劃図に入れた外廓の黒線は国衙の境界線である。

此の図で更らに指摘したいことがある。それは一一〇六から一一一五に至る十の番地は、併せて略ぼ正方形の一区劃をなし、小字扇屋敷の中央にある。現在は此の部落の部落長をしている和田氏の一族所有宅地になつてゐることは前に述べた通りである。こゝを古来扇屋敷といい、それが小字名になつたのである。思うに此の一廓が国衙の正庁の所在地であり、かつては大野城監の置かれた所であつたのではなからうか。

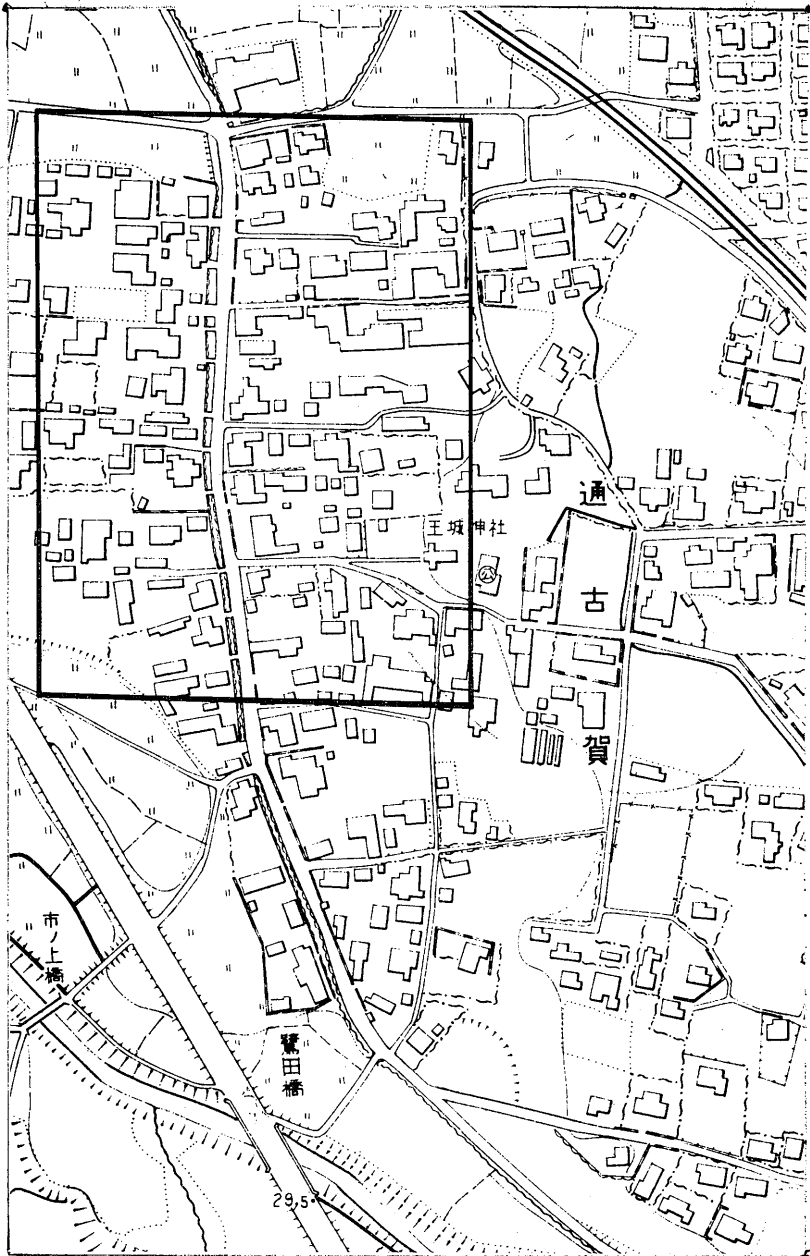
王城神社の境内に建てられた部落の集会場がある。其の南東の角の柱の礎に、古い礎石を半分にしたものが使つてある。集会場の椽の板をはぐつて、調べて見たが、外には見当らなかつた。この礎石は都府楼の一廓や、觀世音寺の礎石とは違つてゐる。礎石としては柱座はあるが、極わめて粗末なものである。仁治二年六月一日の筑後国檢交替使の交替帳（書陵部所藏文書）に筑後の国府院の無実（廢亡）及び破損の条項がある。これに載つてゐる国府の建物は多くは萱葺である。瓦葺は「瓦葺東兵庫 一字」があるのみである。国府の正庁は無事であつたものか、此の帳面には載つてゐない。自然それが瓦葺であつたかどうか明かでないが、後庁は萱葺であるから、正庁も或は同様であつたかと思われる。この事實は筑前国衙の当時の建物を類推せしめるに足る。大野城監時代の筑前国衙の正庁が石礎を置き、瓦で葺いた建物であり、この礎石はその遺物かも知れない。これは考古学的研究に自信のない自分の推定に過ぎない。小字扇屋敷の地図（第三図）の内廓の黒線は正庁の堺であらうと想像した線を示したものである。

此の稿を作るに際し、今原典を見る便宜のないものは、大方大宰府史料に拠つた。特にこゝに附記する。



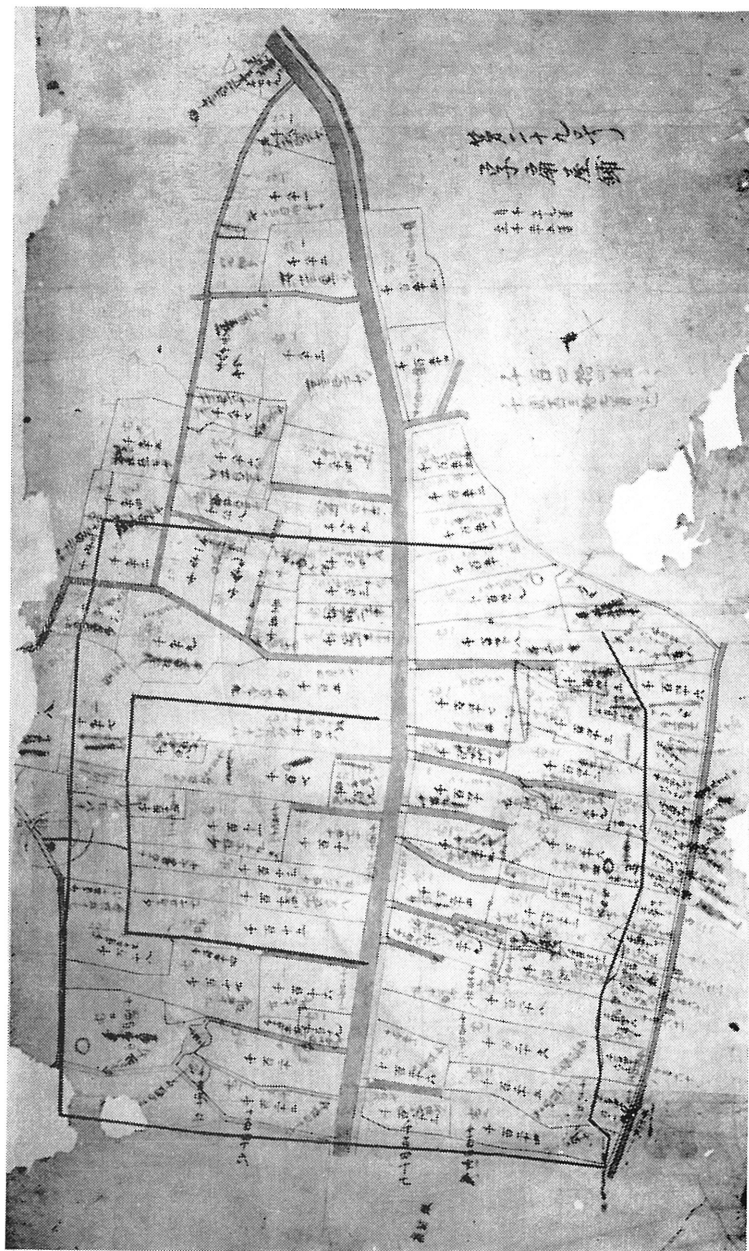
第一図

(北)



(南)

(北)



(南)

第三圖